

## 「北海道文化振興指針」改定版（素案）に係る道民意見提出手続の結果（概要）

### 1 実施結果

- (1) 募集期間 令和4年12月16日（金）～1月15日（日）  
 (2) 提出状況 79個人、1団体 意見総数 175件

### 2 意見の反映状況

| 区 分 |                               | 意見数  |
|-----|-------------------------------|------|
| A   | 意見を受けて案を修正したもの                | 13 件 |
| B   | 案と意見の趣旨が同様と考えられるもの            | 24 件 |
| C   | 案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの | 34 件 |
| D   | 案に取り入れなかったもの                  | 83 件 |
| E   | 案の内容についての質問等                  | 0 件  |
| —   | 案とは関連性のない意見                   | 21 件 |

### 3 主な意見の概要等

| No. | 意見の概要   | 意見に対する道の考え方   |
|-----|---|---|
| 1   | （はじめに「1 文化振興の目標」）<br>改定前の「古くからの歴史的な文化」は、縄文時代から続縄文時代、擦文時代、中世、近世、明治前までの近現代文化を包含しており、北海道独自の個性的な文化のなりたちを正確に表現しているため、改定前の文章のままにして頂きたい。 | 「はじめに」の部分は、北海道において開放的で多様性のある文化が育まれてきた背景を概略的に示しています。いただいたご意見を踏まえ、特定の時代によることなく、あらゆる時代の文化に影響を受けていることを表すため、「縄文時代など」の例示は行わないこととします。<br>A |
| 2   | （はじめに「1 文化振興の目標」）<br>文化振興の意義や役割を述べるのみではなく、文化の理解を深めることを取り入れるべき。  | いただいたご意見を踏まえ、「地域文化への理解を深め、次世代に確実に継承していく」こととします。<br>A  |
| 3   | （はじめに「1 文化振興の目標」）<br>北海道には古墳時代や江戸時代の文化遺跡も多くあります。又、明治以降の開拓に関する文化遺産もありますので盛り込んで頂きたい。  | 「はじめに」の部分は、北海道において開放的で多様性のある文化が育まれてきた背景を概略的に示しており、いただいたご意見の趣旨については、記述内容に含まれるものと考えています。<br>B   |
| 4   | （第2章 文化行政の基本的な考え方）<br>子どもたちへの文化の「つなぎ」については、子どもたちの自発性・選択可能性を尊重し特定の思想・信条に偏向せず強制によらない機会を提供することが必要と思われる。                              | いただいたご意見は、今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。<br>C  |

| No. | 意見の概要  | 意見に対する道の考え方  |
|-----|--|--|
| 5   | <p>(第3章 文化振興施策の推進)</p> <p>まんがやアニメなど本道が優位性を持つとする根拠は何か。今後何年か継続して掲げる指針において誤った、あるいは現況に偏った文言を施策として掲げるのは不相当と考える。</p>             | <p>いただいたご意見を踏まえ、「著名な作者を数多く輩出するといった優位性を活かし、まんがやアニメの振興を図ります。」に修正します。</p> <p style="text-align: right;">A</p>   |
| 6   | <p>(第3章 文化振興施策の推進)</p> <p>博物館は、歴史的な事実を正確に展示することが基本であり、「本道の歴史的な事実は正確に発信していきます。」を追加していただきたい。</p>                             | <p>北海道博物館においては、本道の自然・歴史・文化に関する調査研究を推進し、その成果を総合展示等に反映させています。今後とも史実に基づくわかりやすい展示に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>  |
| 7   | <p>(第3章 文化振興施策の推進)</p> <p>アイヌ文化を～この部分を削除してください。アイヌの文化を区別して記述されている傾向を感じました。アイヌも日本人であり、北海道には先住していない人々です。</p>                 | <p>アイヌ文化に係る記述は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行などを踏まえ、項目を分けて記述することとしたものです。</p> <p>なお、アイヌの人々が先住民族であることは、関係法で規定されています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>  |
| 8   | <p>(第3章 文化振興施策の推進)</p> <p>次の項目を追加願います。</p> <p>「他の都府県にない、日本全国から、集まった国民により、開拓を進めた記録、厳しい自然環境の中での農地開拓の結果、我が国の食糧を支えた記録を示す。」</p> | <p>北海道の各地域で育まれてきた文化は、特定の時代によることなく、あらゆる時代の文化に影響を受けてきたものであり、開拓の歴史・文化等についても、＜施策の方向＞の1つ目から3つ目の丸の記載内容に沿って取り組むこととしています。</p> <p style="text-align: right;">D</p>  |
| 9   | <p>(全般)</p> <p>百年記念塔解体には賛同できない。解体工事を中止し、後世につないでほしい。困難を極めた開拓百年を記念する塔は文化財として守るべきもの。</p>                                      | <p>百年記念塔に関しては、その歴史的、文化的価値を否定するものではありませんが、塔の構造上、錆や腐食の原因となっている雨水の浸入を完全に防ぐことや、これ以上の排水対策は難しく、今後の老朽化の進行を完全に防ぐことは困難であり、公園を利用される方々の安全性の確保や将来世代の負担軽減の観点から、解体もやむを得ないと判断したところです。</p> <p style="text-align: right;">—</p> |